

秋田県総合防除計画

令和6年11月

秋 田 県

目 次

第 1	指定有害動植物及び重点病害虫の総合防除の推進と基本的な方向……………	1
第 2	指定有害動植物及び重点病害虫の種類ごとの総合防除の内容……………	4
第 3	指定有害動植物及び重点病害虫の発生予察事業の内容……………	5
第 4	異常発生時防除の内容及び実施体制……………	6
第 5	その他必要な事項について……………	7
(別紙 1)	秋田県植物防疫組織機構図……………	9
(別表 1)	総合防除の対象とする指定有害動植物及び重点病害虫……………	10
(別表 2)	指定有害動植物及び重点病害虫の種類ごとの総合防除の内容に関する 基本的な事項……………	11
(別表 3)	異常発生時防除の内容に関する基本的な事項……………	39

第1 指定有害動植物及び重点病害虫の総合防除の推進と基本的な方向

1 策定の趣旨

有害動植物（病害虫）の防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠であり、施肥等と同様、営農活動の基本である。有害動植物の防除は、自ら栽培する農作物への損害の発生を抑えるだけでなく、周辺ほ場への有害動植物のまん延及び農作物への損害の波及を抑え、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、食料の安定供給の確保を図るものとして極めて重要である。

近年、温暖化等による気象変動を背景として、有害動植物の発生量の増加や発生時期の早期化等が見られるほか、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性をもつ害虫や耐性菌の出現により防除に苦慮する事例が見られており、化学農薬の使用量低減等による環境負荷の低減への対応が課題となっている。更に、海外との往来が増加したことにより、国内への未知の病害虫の侵入等が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、有害動植物のまん延防止と農作物への被害を防止していくためには、化学農薬による防除を行うだけでなく、「予防」「判断」「防除」を組み合わせた総合防除を推進する必要がある。

このため、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」という。）第22条の3第1項の規定に基づき、秋田県総合防除計画（以下「総合防除計画」という。）を策定するものである。

2 総合防除計画の見直しについて

国による「総合防除基本指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）」の改訂にあわせ、見直しを行うほか、必要に応じて随時見直しを行う。

3 総合防除の推進における基本的な事項

農作物の生産に影響を与える病害虫の発生や増加の抑制、並びに駆除やまん延の防止により農業生産の安定を図るため、法第22条の3第2項第1号に基づき、指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項を以下のとおり定める。

- （1）本計画に定める総合防除において対象とする病害虫は、法第22条第1項に基づき農林水産大臣が定める指定有害動植物のほか、本県において防除指導が必要な指定有害動植物以外の有害動植物（以下「重点病害虫」という。）とする（別表1：総合防除の対象とする指定有害動植物及び重点病害虫）。
- （2）秋田県で策定する農作物有害動植物発生予察事業調査実施要領に則し、農作物の生育状況や気象情報を基に解析・検討し、総合的な判断による病害虫の発生予察を行う。

- (3) 農作物の生育や収量・品質等に大きな被害が発生することが予想され、防除の徹底を図る必要がある場合は、警報又は注意報を発表し、新聞やテレビ等を通じた病害虫発生状況の周知や、注意喚起、防除指導等を積極的に行う。

4 総合防除の実施体制等

(1) 組織体制

秋田県防除協議会を組織し、関係機関と連携して総合防除を推進する。

(別紙1：秋田県植物防疫組織機構図)

(2) 総合防除の指導推進体制

総合防除の指導推進を図るためには、本計画に基づく効率的な防除指導や、地域の課題の収集・共有、新たな防除技術の開発・実証、営農情報等を把握する必要があることから、県（水田総合利用課、病害虫防除所、各試験場（農業試験場、果樹試験場及び畜産試験場）、地域振興局農林部）、各市町村及び農業者団体等（秋田県農業共済組合、秋田県植物防疫協会、全国農業協同組合連合会秋田県本部、秋田県農薬販売協会、秋田県農業協同組合中央会）は、役割分担と密接な連携を図ることにより、事業目的の達成に努める。

ア 県

- ① 県は、指定有害動植物及び重点病害虫における総合防除計画を推進するため、総合防除の実施に関する基本的な事項と具体的な内容、防除指導の実施体制等を明確化するものとする。
- ② 県は、総合防除計画に即して、市町村及び農業者団体等と連携して農業者への適切な防除指導等を行うとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。
- ③ 県は、国の発生予察事業に協力し、発生予察情報を地域の農業者等に迅速に提供する等、適時かつ適切な防除指導に努めるほか、情報提供に当たっては、市町村や農業者団体等に対し、多様な媒体を活用して迅速かつ確実な伝達を行うとともに農業者等に直接情報を提供する体制の整備に努めるものとする。
- ④ 県は、農業者団体等との連携の下、地域における防除に係る課題等に対して、他の地域における優良事例等も参考に、防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等を行うことに努めるものとする。

イ 市町村

市町村は、当該地域内におけるほ場や農業者に関する情報を把握していることから、地域における防除指導の一端を担っているという認識の下、総合防除計画に即して、農業者団体等と連携して市町村防除協議会を組織し、必要に応じて、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行うことにより、総合防除の推進に向けて協力に努めるものとする。

ウ 農業者団体等

- ① 農業者団体等は、各地域における農業者の営農活動とつながりが大きいことか

ら、当該地域における防除指導の一端を担っているという認識の下、平時の防除指導等を活用した農業者等との情報交換により、地域の課題や病虫害の発生状況など、状況把握に努めるとともに、県、市町村等から提供される発生予察情報等を農業者等に提供することに努めるものとする。

また、総合防除計画に即して、県や市町村と連携し、地域の実情に応じた適切な防除指導に努めるとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。

- ② 農業者団体等は、県や試験研究機関等が行う防除技術の研究開発や、地域に合った防除体系の実証等への連携に努めるほか、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等を、分かりやすく防除暦（栽培暦）等を作成するなど、農業者等への総合防除に関する指導や普及に活用するものとする。

エ 農業者

農業者は、自ら栽培する農作物の安定生産を図る中、周辺ほ場や地域への病虫害のまん延を防止する等、総合防除の実施について主体的な役割を有している。

このことから、農業者は、県や市町村、農業者団体等による総合防除に関する技術を習得するため、県や市町村、農業者団体等が開催する総合防除に関する研修会へ参加する等、地域における総合防除に必要な情報の収集等に取り組むことにより、総合防除の内容に関する理解の醸成や、自らの取組状況の検証等に努めるものとする。

(3) 総合防除等に関する指導方針

病虫害防除所は、関係機関に必要な情報を提供するとともに、総合防除の観点も含めて指導するものとする。

ア 防除組織への指導

病虫害防除所は、市町村防除協議会、秋田県航空防除推進協議会に指導を行い、機能的な防除組織の体制強化を図る。

① 市町村防除協議会への指導

- a 病虫害防除協力員を市町村防除協議会の中核として位置付け、活動強化を図る。
- b 研修の充実強化や総合防除に関する情報提供により、病虫害防除協力員の資質向上を図る。
- c 防除要否判定のための調査活動及び結果に基づいた防除指導活動を促進する。

② 秋田県航空防除推進協議会への指導

- a 病虫害防除所及び水田総合利用課は、農薬使用者である航空会社が適切かつ円滑に散布作業ができるよう、実施主体や関係機関との連携強化を図る。
- b 病虫害防除所及び水田総合利用課は、各実施主体における事業計画及び安全対策、実施計画の事前協議等について指導・助言し、病虫害の発生状況に応じた実施を推進する。
- c 地域振興局農林部（農業振興普及課）は、実施主体に対し防除計画の策定等について指導・助言する。

イ 植物防疫事業の協議及び検討

水田総合利用課は、植物防疫事業推進会議を開催し、病虫害防除所、農業試験場、果樹試験場と、植物防疫事業の実施計画や、実施状況、実施結果等について検討する。

ウ 外部意見の聴取

イについては、秋田県農業共済組合、秋田県植物防疫協会、全国農業協同組合連合会秋田県本部、秋田県農薬販売協会、秋田県農業協同組合中央会より、意見を聴取する。

第2 指定有害動植物及び重点病虫害の種類ごとの総合防除の内容

1 総合防除の実施

総合防除は、以下の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

(1) 予防

土壌診断に基づく施肥管理や、健全な種苗の使用、農作物残さの除去など、病虫害の発生及び増加を抑制するために行う予防に関する措置を実施する。

(2) 判断

発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等により農業者自らが病虫害の発生状況を観察する等、防除に関する措置の要否及びその実施時期について適切に判断する。

(3) 防除

病虫害の発生状況等を踏まえ、防除が必要と判断した場合、当該病虫害の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置を実施する。

2 総合防除の内容

(1) 総論

ア 土壌診断に基づく適正な施肥管理や、たい肥や緑肥等の活用による土づくり、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗や抵抗性品種の使用、有害動植物の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作の実施、防虫ネットや粘着シート等の設置等、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。

イ ほ場内の見回りや、必要に応じて粘着シートやトラップ等の設置等により、有害動植物の発生や被害状況の把握に努めるほか、県が発表する発生予察情報や、過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況、気象予報等を踏まえ、防除の要否及び防除時期を判断する。

ウ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。

エ 作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に抑え

ながら、薬剤の散布が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。

オ 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルを使用するほか、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置等、適切な飛散防止措置を講じる。

カ 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤における効果や特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫に影響の少ない薬剤や選択性のある薬剤を使用する等、土着天敵や訪花昆虫の活動の保護に努める。

キ 化学農薬を使用する場合には、作用機構分類（RACコード）を活用して同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。更に、地域内で薬剤の抵抗性又は耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

ク 農薬散布後は、散布器具とタンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は、適切に処理し、河川等に流入しないようにする。

ケ 各農作業の実施日、有害動植物の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。

コ 農薬使用者に対し、県や農業者団体等が開催する有害動植物の防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等への参加を促すものとする。

（２）各論

別表２（指定有害動植物及び重点病虫害の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項）を参照する。

第３ 指定有害動植物及び重点病虫害の発生予察事業の内容

１ 発生予察事業

発生予察事業は、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動植物による損害の発生を予察し、それに基づく情報を関係者に提供する事業とされている。

県は、発生予察事業の対象とする指定有害動植物及び重点病虫害について、計画に基づき発生予察事業を実施する。

２ 発生予察事業の対象とする指定有害動植物及び重点病虫害

発生予察事業の対象とする指定有害動植物及び重点病虫害は、農作物の栽培期間中の気象や、周辺の環境状況等により急激にまん延する傾向があるものについて、別表１のとおり定める。

３ 発生予察事業の実施

（１）発生予察調査

ア 病虫害防除所が主体となり、農業試験場、果樹試験場及び地域振興局農林部（農

業振興普及課）と連携して計画的に調査する。

イ 病虫害防除所は、農業試験場、果樹試験場、地域振興局農林部（農業振興普及課）及び病虫害防除協力員等の協力を得て、病虫害の発生状況を取りまとめる。

（２）農作物病虫害発生予察情報の発表

ア 病虫害防除所、農業試験場、果樹試験場は、調査結果と観測資料を解析する。

イ 病虫害防除所は、農作物病虫害発生予察情報（案）を作成し、農作物病虫害発生予察情報作成会議を開催する。農作物病虫害発生予察情報作成会議は、水田総合利用課、病虫害防除所、農業試験場、果樹試験場の職員をもって構成する。

ウ 農作物病虫害発生予察情報の発表

① 発生予報、注意報、特殊報は、原則として農作物病虫害発生予察情報作成会議を経て、病虫害防除所長が発表する。

② 警報は、原則として秋田県防除協議会を経て、水田総合利用課が取りまとめ、農林水産部長が発表する。

エ 病虫害防除所長は、必要に応じて農作物病虫害発生予察情報以外の防除対策情報等を発表する。

第４ 異常発生時防除の内容及び実施体制

指定有害動植物が異常な水準で発生し、急激なまん延を防止するために農林水産大臣が秋田県知事に指示を行った場合は、異常発生時（※）防除を実施する。

※ 異常発生時とは、総合防除基本指針で異常発生時の基準として定められており、「指定有害動植物の発生程度が、発生予察調査における、「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度、速やかに当該指定有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当すると判断された場合」とされている。

１ 異常発生時防除の内容

（１）県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、総合防除計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならない。

（２）県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、県内における当該指定有害動植物の急激なまん延を防止するため、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。

（３）異常発生時防除の内容に関する基本的な事項は、別表３のとおりとする。具体的な実施内容は、農林水産省から異常発生防除の指示を受け、対象となる指定有害動

植物に特化した内容を速やかに定める。

2 異常発生時防除の実施体制

別紙1の秋田県植物防疫組織機構により、秋田県防除協議会は市町村防除協議会と連携して、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等の調査を行い、異常発生時防除を行うべき区域及び期間、方法、その他必要な事項を定め、速やかに当該地域に告示する。

第5 その他必要な事項について

1 総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成

(1) 体制整備

地域における指定有害動植物及び重点病害虫の総合防除に関する課題等に迅速かつ適切に対応していくためには、当該指定有害動植物及び重点病害虫の防除対策に同様の課題等を抱える都道府県が連携し、当該指定有害動植物及び重点病害虫に関する科学的知見や防除技術等に関する情報を共有するとともに、課題解決に向けた研究開発や地域に合った防除体系の実証等を役割分担しながら進めていくことが重要である。

このため、農政局等の地域ブロックごとに開催する植物防疫に関する担当者会議や植物防疫の関係者から構成される協議会等を活用することにより、総合防除等に関する知見や課題等を共有し、広域的な課題の検討及び解決のため、平時から都道府県間での情報共有や技術協力に努める。

(2) 人材育成

地域の実情に応じた指定有害動植物及び重点病害虫の総合防除を農業者に広く普及していくためには、防除指導者の計画的な育成や、防除に関する技術を有する人材の活用が必要である。このため、市町村や農業者団体等と連携して、防除指導者の継続的な技術や知識を習得並びに向上させ、新たな指導者の育成のために、計画的な研修の実施等に努める。

2 農薬の適正使用と安全対策の推進

安全で安心な農作物の生産を推進するとともに、人や家畜への危害防止と自然環境の保全を図るため、農薬の適正使用と安全対策を推進する。

(1) 農薬安全使用対策

ア 水田総合利用課は、農薬安全使用の啓発のため、関係機関や農業者団体等と連携し、農薬危害防止運動を展開する。

イ 病害虫防除所は、講習会を開催する等、農薬の適正使用による安全対策の充実を図る。

ウ 農薬使用者に対する指導は、病害虫防除所、地域振興局農林部（農業振興普及

課)、病虫害防除協力員、農薬管理指導士等が担当する。

エ 農薬販売所に対する指導は、病虫害防除所が担当する。

オ 水田総合利用課は、農薬管理指導士の認定及び研修事業等を実施する。

カ マイナー作物（準メジャー作物等を含む）に対する農薬（殺菌剤、殺虫剤、除草剤、植物成長調整剤等）の登録拡大の推進においては、マイナー作物等農薬登録推進秋田県協議会を開催し、産地の要望に応じ作物と病虫害及び雑草の組み合わせを調査・検討するほか、農薬の適用拡大登録に必要な試験の実施及び実施計画の策定について、県内の調整を行う。同協議会の事務局は水田総合利用課が担う。

キ 農業者団体等は、「農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策」に基づき連携を図るほか、農薬の適正使用及び飛散防止対策等の啓発・指導を行う。

（２）農薬取締法に基づく検査・指導

ア 水田総合利用課は、水質汚濁性農薬の使用規制等の事務を担当する。

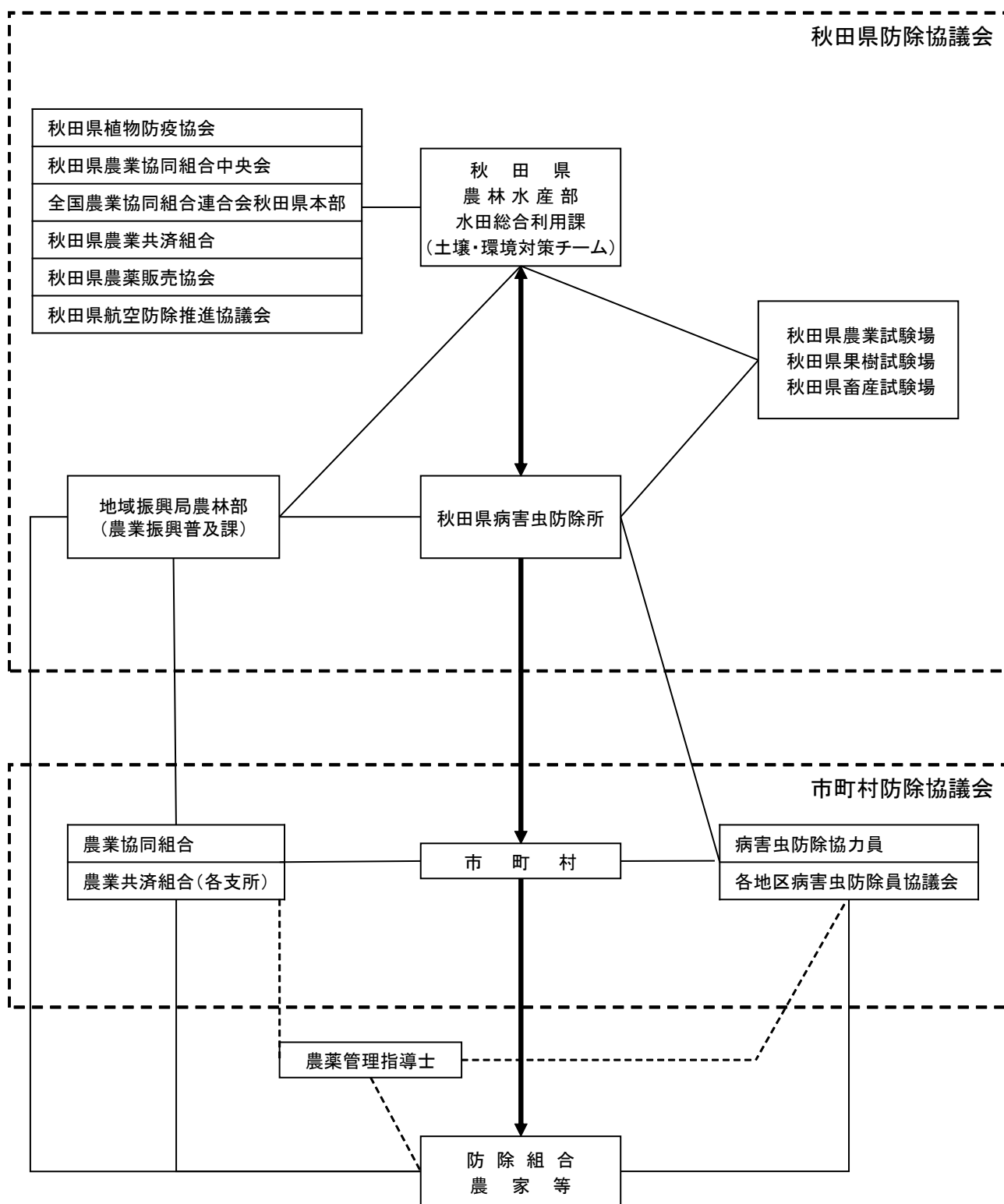
イ 病虫害防除所は、農薬取締法に基づく農薬販売者の届出に関する業務を担当する。また、農薬取締法の規定による立入検査等の実施計画を策定し、指導等を担当する。

（３）薬剤抵抗性・薬剤耐性の発達回避

ア 総合防除における化学農薬の使用に当たっては、薬剤抵抗性・薬剤耐性の発達回避に資するため、化学農薬の作用機構分類（RACコード）を踏まえた防除指導、薬剤抵抗性・薬剤耐性や化学農薬の作用機構分類に係る農業者等の理解の醸成等を図る。

イ 薬剤抵抗性・薬剤耐性の発達の有無に基づく十分な防除効果が得られる化学農薬の選択や、農業者への最適な防除指導に資するため、定期的に各地域における有害動植物の薬剤抵抗性・薬剤耐性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告する。

秋田県植物防疫組織機構図



(別表 1)

総合防除の対象とする指定有害動植物及び重点病害虫

作物名	指定有害動植物12作物80種 (農林水産大臣が指定する有害動植物)	重点病害虫11作物34種 (指定有害動植物以外の有害動植物)
水稲	いもち病、紋枯病、ばか苗病、苗立枯病、もみ枯細菌病、稲こうじ病、ごま葉枯病、白葉枯病、縞葉枯病、イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ、ニカメイガ、コブノメイガ、セジロウンカ、トビイロウンカ、ヒメトビウンカ、ツマグロヨコバイ、斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ)、フタオビコヤガ	苗立枯細菌病、褐条病、褐色菌核病、イネミギワバエ(イネヒメハモグリバエ)、イネキモグリバエ(イネカラバエ)、コバネイナゴ、アワヨトウ
小麦	赤かび病、うどんこ病、さび病	雪腐病
大豆	紫斑病、アブラムシ類(ジャガイモヒゲナガアブラムシ、ダイズアブラムシ)、吸実性カメムシ類(ホソヘリカメムシ)、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ	ネキリムシ類(タマナヤガ、カブラヤガ)、ウコンノメイガ、ダイズサヤタマバエ、食葉性鱗翅目幼虫
ねぎ	さび病、べと病、黒斑病、アザミウマ類(ネギアザミウマ)、ネギハモグリバエ、シロイチモジヨトウ、アブラムシ類(ネギアブラムシ)、ネギコガ	斑点性病害(葉枯病)
きゅうり	べと病、うどんこ病、褐斑病、炭疽病、斑点細菌病、アブラムシ類(ワタアブラムシ)	黒星病、ワタヘリクロノメイガ
キャベツ	菌核病、黒腐病、コナガ、モンシロチョウ、ヨトウガ、アブラムシ類(モモアカアブラムシ)	
トマト	葉かび病、すすかび病、灰色かび病、疫病、うどんこ病、アザミウマ類(ヒラズハナアザミウマ)、コナジラミ類(オンシツコナジラミ)、アブラムシ類(ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)	
えだまめ		ネキリムシ類(タマナヤガ、カブラヤガ)、食葉性鱗翅目幼虫、ダイズサヤタマバエ
きく	白さび病、アブラムシ類(ワタアブラムシ)、アザミウマ類(ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ)、ハダニ類(ナミハダニ、カンザワハダニ)	
りんどう		葉枯病、リンドウホソハマキ、ハダニ類(ナミハダニ)
対象を定めないもの (野菜・花き共通)	オオタバコガ、ハスモンヨトウ	
りんご	斑点落葉病、黒星病、シンクイムシ類(モモシンクイガ)、ハダニ類(ナミハダニ、リンゴハダニ)、ハマキムシ類(リンゴコカクモンハマキ、ミダレカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)、果樹カメムシ類(クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)	腐らん病、モニリア病、炭疽病、輪紋病、褐斑病、キンモンホソガ
なし	黒星病、黒斑病、赤星病、シンクイムシ類(モモシンクイガ)、ハダニ類(ナミハダニ、リンゴハダニ)、ハマキムシ類(リンゴコカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)、果樹カメムシ類(クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)、アブラムシ類(ユキヤナギアブラムシ)、ニセナシサビダニ	輪紋病、紅粒がんしゅ病、胴枯病
ぶどう	べと病、灰色かび病、晩腐病、アザミウマ類(チャノキイロアザミウマ)	黒とう病、芽枯病、クビアカスカシバ
飼料作物		アワヨトウ

指定有害動植物及び重点病害虫の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

水稻

【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・病害虫に対して、抵抗性の強い品種を使用する。①②④
- ・土壌診断等に基づき、窒素肥料の過剰施用を避け、適正な施肥量とする。①②⑥⑫⑬⑱⑲⑳㉑
- ・育苗に使用する資材は事前に消毒したものを使用し、使用後は洗浄する。③④⑤⑳㉑
- ・自家採種を行わず、採種は産種子等を使用する。①④⑤⑦⑳㉑
- ・適正な塩水選により、健全で充実した種もみを確保する。①③④⑤⑳㉑
- ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。①③④⑤⑦⑳㉑
- ・循環式催芽器による浸種及び催芽は発病が多くなる場合があるので使用前後は機器を良く洗浄し、水の交換を行う。④⑤⑳㉑
- ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗箱施肥量等を守るとともに、適正な育苗管理を行い、健苗育成に努める。①③
- ・平年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔㉕
- ・出芽温度は32℃を超えないようにし、被覆期間を過剰に長くしない。⑤⑳㉑
- ・出芽後の再被覆は行わない。⑤⑳㉑
- ・育苗期間中は高温を避け、温度管理を適正に行う。③⑤⑳㉑
- ・育苗期間中は寒冷紗等の被覆により、育苗施設への害虫の侵入を防ぐ。⑯⑰⑱
- ・育苗期間中の過剰な灌水を避ける。③⑤⑳㉑
- ・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。⑩⑱
- ・代かき後に、畦畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。②㉒
- ・病害の発生が認められた苗を速やかに処分し、健全な苗を移植する。①④⑤⑳
- ・本田準備を適正に行い、適期に移植する。①③⑫㉓
- ・品種に応じた適切な栽植密度又は本数で移植する。②㉒
- ・農道、畦畔、休耕田、水路等の雑草を除草する。②⑧⑯⑱㉒
- ・ケイ酸質資材の施用により、病害に対する抵抗性を増強する。①⑫

(判断、防除に関する措置)

- ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、病害虫の発生動向に留意する。①④⑤⑯
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
- ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。①②③⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖

- ・県が設定する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。②⑩⑪⑫⑭⑰⑲⑳㉑
- ・畦畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。①②⑥⑧⑩⑫⑬⑱㉒㉓

※一般事項の丸数字は、各指定有害動植物及び重点病害虫に対応する（水稻以降の作目も同様）。

指定有害動植物	総合防除の内容
①いもち病	（予防に関する措置） ・育苗施設の傍らや施設内に稲わら及びもみ殻を置かない。 ・補植用の余り苗は発生源となることから、早期に撤去する。 ・苗いもち防除を必ず実施し、無病苗を確保するとともに本田初期防除を確実に実施する。 ・育苗施設内で発病を確認した場合は、同一施設内の苗は移植しない。 ・本田における防除体系を事前に考え、適期に防除対応できる体制を準備しておく。 （判断、防除に関する措置） ・県内で薬剤耐性が確認されている薬剤を使用しない。
②紋枯病	（予防に関する措置） ・前年多発したほ場では、育苗箱施用剤を使用する。 （判断、防除に関する措置） ・穂ばらみ期～出穂期の発病株率が15%を超える場合は、出穂直前～穂揃期に茎葉散布剤で防除する。
③苗立枯病	（予防に関する措置） ・育苗に使用する土壌は、焼き土や人工培土等の土壌伝染病菌のないものを使用する。 ・育苗培土のpH調整を行う。 （判断、防除に関する措置） ・発病前に土壌処理剤を必ず処理する。 ・は種前後の防除に努める。 ・本病害の発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて適期に田植えを行う。
④ばか苗病	（予防に関する措置） ・種子消毒は、消毒手法ごとの注意点を確認して実施する。 ・浸種時の水温や水交換の回数、種籾と水量の比率など種子消毒手法ごとの注意点到留意する。 ・種子の保管からは種まで清潔な環境を保ち、特に種子予措をする予定の場所の清掃に努める。

	・育苗中の発病苗は可能な範囲で抜き取る。 (判断、防除に関する措置) ・水稻の一般事項を参照する。
⑤もみ枯細菌病	・水稻の一般事項を参照する。
⑥稲こうじ病	(予防に関する措置) ・水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・前年多発したほ場では出穂20～10日前に薬剤防除を実施する。
⑦ごま葉枯病	(予防に関する措置) ・たい肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用し、地力の維持・増強を図る。 ・深耕や客土により土壌改良に努め、秋落ちや根腐れ等を起こさないようにする。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 (判断、防除に関する措置) ・水稻の一般事項を参照する。
⑧白葉枯病	(予防に関する措置) ・用排水路の整備により、浸冠水しないようにする。 ・発生ほ場には結露時や降雨の場合は立ち入らない。 (判断、防除に関する措置) ・降水量が多い場合や浸冠水後の発生に注意する。 ・常発地では6月中旬に水面施用剤を施用する。
⑨縞葉枯病	(予防に関する措置) ・水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ヒメトビウンカによって媒介されるため、ヒメトビウンカの項を参照する。
⑩イネミズゾウムシ	(予防に関する措置) ・稚苗移植は中苗移植より被害が出やすいので、発生が多い地域では中苗移植が望ましい。 ・稲の初期生育が悪い水田では被害が増大するので、初期生育の確保に努める。 ・還元の進みやすい水田では幼虫の食害による根の被害が増大するので、耕起、代かき作業によって土壌をこね過ぎないようにする。

	(判断、防除に関する措置) ・ 6月上旬に越冬後成虫が0.3頭/株（食害株率90%以上に相当）以上の場合に水面施用剤で防除する。
⑪イネドロオイムシ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 産卵盛期（6月上～中旬）の卵塊数が1株当たり0.5個を超えた場合に茎葉散布剤で防除する。
⑫ニカメイガ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 第1世代幼虫による葉鞘変色茎率が薬剤散布適期に約12%を超える（被害末期の心枯茎率5%を超える）場合は、茎葉散布剤又は水面施用剤で防除する。 ・ 第1世代被害末期に周辺水田1ha内の心枯株率が3%以上の場合は、茎葉散布剤又は水面施用剤で第2世代を防除する。
⑬コブノメイガ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 薬剤散布適期は幼虫のふ化初期であるが、この時期は発蛾最盛日の7日後頃である。
⑭セジロウンカ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 斑点米カメムシ類と同時防除する。 ・ 1株に中老齢幼虫が15頭以上（粘着板四株叩き式では幼虫35頭以上）の時は薬剤散布を行う。
⑮トビイロウンカ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・ 坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
⑯ヒメトビウンカ （縞葉枯病）	(予防に関する措置) ・ 再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 (判断、防除に関する措置)

	・ 縞葉枯病の発病を確認した場合は、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
⑰ツマグロヨコバイ	(予防に関する措置) ・ 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 (判断、防除に関する措置) ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、本害虫のほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施する。
⑱斑点米カメムシ類（アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ）	(予防に関する措置) ・ 6月上旬から稲が出穂する15～10日前までに農道や畦畔、休耕田等の草刈りを地域で一斉に数回行うほか、8月には出穂期10日後頃に行う茎葉散布剤の散布7日後までに農道・畦畔の草刈りを行いイネ科雑草の除去に努める。 ・ 水田内のホタルイ類等のカヤツリグサ科雑草やノビエを除草する。 (判断、防除に関する措置) ・ 出穂期10日後頃の薬剤散布を畦畔を含めたほ場全体に実施する。 ・ 出穂したホタルイ類等のカヤツリグサ科雑草やノビエが発生しているほ場や斑点米カメムシ類の発生源となるイネ科植物が主体の牧草地や休耕田などに隣接したほ場、発生予察情報に基づいて多発が予想される場合は、出穂期10日後頃の薬剤散布に加え、出穂期24日後頃の薬剤散布を畦畔を含めたほ場全体に実施する。
⑲フタオビコヤガ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ ほ場内で平均的に発生している場所の25～50株において、6月下旬～7月上旬の第2世代中齢幼虫（体長1～1.5cm）が主体の時期に上位3葉を調査し、また、7月下旬～8月上旬の第3世代中齢幼虫が主体の時期に上位2葉を調査して、被害株率が100%で食害度が25を超えた場合に茎葉散布剤で防除する。 $\text{食害度} = (4A + 3B + 2C + D) / (4 \times \text{調査株数}) \times 100$ 食害程度A、B、C、Dの食害葉面積率（%）は、それぞれ51以上、31～50、16～30、1～15である。

重点病害虫	総合防除の内容
⑳苗立枯細菌病	・ 水稻の一般事項を参照する。
㉑褐条病	・ 水稻の一般事項を参照する。
㉒褐色菌核病	・ 水稻の一般事項を参照する。
㉓イネミギワバエ (イネヒメハモグリバエ)	(予防に関する措置) ・ 深植及び移植後の深水を避ける。 (判断、防除に関する措置) ・ 移植後（５月中～下旬）の卵数が１株当たり１.５個又は産卵株率が５０％を超えた場合に茎葉散布剤又は水面施用剤で防除する。
㉔イネキモグリバエ（イネカラバエ）	(予防に関する措置) ・ イネ科雑草の茎の中で越冬するため、６月上旬までに畦畔の除草を行う。 (判断、防除に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。
㉕コバネイナゴ	(予防に関する措置) ・ 水稻の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 穂ばらみ期までに２０回のすくい取り調査で１００頭を超える場合は、茎葉散布剤で畦畔を含めて防除する。
㉖アワヨトウ	(予防に関する措置) ・ いもち病によるズリコミ田での発生が多くなる場合があるので、いもち病対策を徹底する。 ・ 浸冠水の被害を受けると、生育が軟弱となったり、葉色が濃くなる場合があり、本害虫の発生が多くなる場合があるので注意する。 (判断、防除に関する措置) ・ 本虫は長距離飛来性害虫であるので、水稻や他作物（特に飼料作物）での発生状況に注意し、発生が認められた場合は被害が大きくなる前の若齢幼虫期の防除に努める。

小麦	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・多肥栽培を避け、適切な肥培管理を行う。①②③④ ・厚播を避け、適正な種量で適期には種する。②③④ ・次期作の伝染源となる発病株の残さやこぼれ麦を適切に処分する。①②③ (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等により病虫害や被害株の早期発見及び発生量の把握に努める。②③ ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。①②③④	
指定有害動植物	総合防除の内容
①赤かび病	(予防に関する措置) ・発病ほ場から採種しない。 ・刈り遅れに注意し、収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 (判断、防除に関する措置) ・茎葉散布剤により、開花始期に1回目の防除を行い、1回目の防除から7～10日後に2回目の防除を行う。
②うどんこ病	(予防に関する措置) ・小麦の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・発病初期から茎葉散布剤で2～3回防除する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・赤かび病との同時防除が可能である。
③さび病	(予防に関する措置) ・小麦の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・発病初期から蔓延期に茎葉散布剤で2～3回防除する。 ・赤かび病との同時防除が可能である。
重点病虫害	総合防除の内容
④雪腐病	(予防に関する措置) ・水田転作ほ場では、排水対策を徹底する。 (判断、防除に関する措置) ・連作で前作の春季に発生が多かったほ場では、根雪の直前に茎葉散布剤で防除する。散布後、根雪までの期間が長かったり、多量の降雨があった場合は再散布を行う。

大豆	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・病害虫に対して、抵抗性の強い品種を使用する（ウイルス病、ダイズシストセンチュウ）。① ・輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場での連作は行わない（ダイズシストセンチュウ）。⑤ ・栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する（ダイズシストセンチュウ）。 ・完熟たい肥を用い、未熟なたい肥や有機質肥料の使用を避ける（タネバエ）。 ・健全な種子（特にウイルス病に関しては無病株から採取した種子）を使用する（モザイク病、わい化病、萎縮病）。① ・種子塗沫剤又はは種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する（茎疫病、黒根腐病、タネバエ）。①②④⑥ ・適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ・初期生育の確保や土壌伝染性の病害の予防のため、高畝栽培や畝立と同時に種を行う（茎疫病、黒根腐病）。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、害虫の発生密度の低下を図る。②③⑥ ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する（茎疫病、黒根腐病、ダイズシストセンチュウ）。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ・ウイルス病や土壌伝染性の病害の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する（ウイルス病、茎疫病、黒根腐病）。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が莢に十分付着するよう、丁寧に散布する。③⑤⑧	
指定有害動植物	総合防除の内容
①紫斑病	(予防に関する措置) ・成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。 ・栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さを深くすき込む。 (判断、防除に関する措置) ・大豆の一般事項を参照する。

②アブラムシ類 (ジャガイモヒゲ ナガアブラムシ、 ダイズアブラム シ)	(予防に関する措置) ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に 防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避 け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さら に、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では 使用しない。
③吸実性カメムシ 類 (ホソヘリカメ ムシ)	・ 大豆の一般事項を参照する。
④フタスジヒメハ ムシ	・ 大豆の一般事項を参照する。
⑤マメシンクイガ	・ 大豆の一般事項を参照する。
重点病虫害	総合防除の内容
⑥ネキリムシ類 (タマナヤガ、カ ブラヤガ)	(予防に関する措置) ・ 大豆の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 種子処理剤を使用していない場合は、は種時に防除薬剤を条 施用し土壌混和する。又は、は種時～本葉2葉期に防除薬剤を 株元の土壌表面に散布する。
⑦ウコンノメイガ	(予防に関する措置) ・ 大豆の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 7月6半旬には場全体で40～60茎の葉巻数を調査して、茎当 り葉巻数が1.3個以上で減収するため防除を行う。
⑧ダイズサヤタマ バエ	・ 大豆の一般事項を参照する。
⑨食葉性鱗翅目幼 虫	・ 大豆の一般事項を参照する。

ねぎ	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。また、排水対策を行う。①②③⑨ ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う（各土壌病害虫等）。 ・作型などに応じて、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する。①⑨ ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用い、作型や品種に応じたは種量とする。また、適正な施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。①②③④⑤⑨ ・ほ場には、健全で病害虫がない苗のみを定植する。④⑤⑥⑦ ・防虫ネットの使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。④⑤ ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。④⑦⑧ ・土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う（軟腐病、黒腐菌核病、ネダニ等）。 ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正を行う。①②③ ・作型に応じた適正な栽植密度とする。①②③ ・過度な土寄せや高温期の土寄せは避ける（軟腐病等）。 ・前作及び隣接ほ場の作物残さは、適切に処分する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ・雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する（軟腐病、黒腐菌核病、ネダニ等）。 (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報を参考に、発生前からの予防剤散布を実施する。①②③⑨ ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布（病害の場合は治療剤）を行う。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ・被害残さは、ほ場外に持ち出し適切に処分する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ・回復が困難な病害による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する（ウイルス病等）。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	
指定有害動植物	総合防除の内容
①さび病	(予防に関する措置) ・窒素過多を避け、適正な施肥管理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・ねぎの一般事項を参照する。
②べと病	・(予防に関する措置) ・窒素過多を避け、適正な施肥管理を行う。

	(判断、防除に関する措置) ・ねぎの一般事項を参照する。
③黒斑病	(予防に関する措置) ・肥料切れを避け、適正な施肥管理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・さび病などの発病や害虫による食害は、発生を助長するため、他の病虫害の防除を行う。
④アザミウマ類 (ネギアザミウマ)	・ねぎの一般事項を参照する。
⑤ネギハモグリバエ	(予防に関する措置) ・ねぎの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・別系統(B系統)が確認されているほ場では、特に、発生初期からの防除を徹底する。
⑥シロイチモジヨトウ	(予防に関する措置) ・ねぎの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・薬剤抵抗性が疑われる場合は、その薬剤を使用しない。
⑦アブラムシ類 (ネギアブラムシ)	・ねぎの一般事項を参照する。
⑧ネギコガ	・ねぎの一般事項を参照する。
重点病虫害	総合防除の内容
⑨斑点性病害(葉枯病)	(予防に関する措置) ・肥料切れを避け、適正な施肥管理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・黄色斑紋病斑の対策として、9月上旬～10月上旬まで重点的に薬剤防除を行う。
きゅうり	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。また、排水対策を実施する。①②③④⑤⑥⑦ ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う(各土壌病虫害等)。 ・健全な種子を使用する。⑤⑦ ・病虫害の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する(台木を含む)。①②③	

- ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用い、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。①②③④⑤⑥⑦
- ・ほ場には、健全で病害虫がない苗のみを定植する（各病害虫）。
- ・防虫ネット（ネット栽培を含む）、光反射シートの使用により、施設やほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。⑥⑧
- ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場内外の雑草の防除に努める。⑥⑧
- ・施設栽培においては、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。⑥⑧
- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。⑥⑧
- ・降雨時の土砂の跳ね上がりを避けるため、マルチや敷きわらの敷設を行う。①④⑤
- ・土壌伝染性の病害の発生又は懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む）を実施する。また、拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う（ホモプシス根腐病、つる割病等）。
- ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正を行う。①②③④⑤
- ・風通しを良くするために、密植を避ける。①③④⑤
- ・品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝を行う。①②③④⑤
- ・施設内が高温・多湿にならないための通路にわら、もみ殻等の敷設や適正なかん水及び換気等、適切な環境管理を行う。①③
- ・前作及び管理作業により発生する作物残さはほ場外に持ち出し適切に処分する。
①②③④⑤⑦
- ・病害の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。①②③④⑤⑦
- ・雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。①②③④⑤⑥⑦⑧
- ・前作で使用した支柱等の農業用資材を消毒する。③④⑤⑦
- ・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する（各病害虫）。
（判断、防除に関する措置）
- ・発生予察情報を参考に、発生前からの予防剤散布を実施する。①②③④⑤⑦
- ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布（病害の場合は治療剤）を行う。①②③④⑥⑦⑧
- ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、速やかにほ場外で適切に処分する。①②③④⑤⑦

- ・回復が困難な病害による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する（ウイルス病等）。
- ・作物残さは病虫害の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する（各病虫害）。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。①②③④⑥⑦

指定有害動植物	総合防除の内容
①べと病	（予防に関する措置） ・露地栽培では、雨よけを行う。 ・肥料切れを避け、適正な施肥管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。
②うどんこ病	（予防に関する措置） ・窒素過多を避け、適正な施肥管理を行う。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・きゅうりの一般事項を参照する。
③褐斑病	（予防に関する措置） ・窒素過多を避け、適正な施肥管理を行う。 ・ブルームレス台木は発生を助長するので使用を控える。 （判断、防除に関する措置） ・きゅうりの一般事項を参照する。
④炭疽病	（予防に関する措置） ・窒素過多を避け、適正な施肥管理を行う。 （判断、防除に関する措置） ・きゅうりの一般事項を参照する。
⑤斑点細菌病	（予防に関する措置） ・うり科作物との輪作を避ける。 ・降雨直後の管理作業を避ける。 （判断、防除に関する措置） ・きゅうりの一般事項を参照する。
⑥アブラムシ類 (ワタアブラムシ)	（予防に関する措置） ・有翅(し)虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

	(判断、防除に関する措置) ・きゅうりの一般事項を参照する。
重点病害虫	総合防除の内容
⑦黒星病	(予防に関する措置) ・きゅうりの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・施設栽培においては保温に努めるとともに、多湿を避ける。
⑧ワタヘリクロノメイガ	・きゅうりの一般事項を参照する。
キャベツ	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。また、排水対策を実施する。①② ・あぶらな科作物の連作と宿主植物の輪作を避ける。①② ・抵抗性品種を利用する（根こぶ病）。 ・窒素過多を避ける。①② ・ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。③④⑤⑥ ・交信かく乱剤を使用する。③⑤ (判断、防除に関する措置) ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。①② ・発生予察情報を参考にほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期又は適期に薬剤散布等を実施する。①②③④⑤⑥ ・結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。③⑤	
・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。③⑥ ・作物残さを適切に処分する。①③④⑤ ・生物農薬を活用する。②③④⑤	
指定有害動植物	総合防除の内容
①菌核病	(予防に関する措置) ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・田畑輪換や夏季の湛^{たん}水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 (判断、防除に関する措置) ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。

②黒腐病	(予防に関する措置) ・キャベツの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。
③コナガ	(予防に関する措置) ・キャベツの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。
④モンシロチョウ	(予防に関する措置) ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 (判断、防除に関する措置) ・キャベツの一般事項を参照する。
⑤ヨトウガ	(予防に関する措置) ・キャベツの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。
⑥アブラムシ類 (モモアカアブラムシ)	(予防に関する措置) ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 (判断、防除に関する措置) ・キャベツの一般事項を参照する。
トマト	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。併せて、排水対策を実施する。(各病害虫) ・抵抗性品種を選択する(台木を含む)(青枯病)。 ・育苗において、病害虫に汚染されていない培土や資材を用い、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避け、健全な苗づくりを行う。①②③④⑤⑥⑦⑧ ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。①②③④⑤ ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。⑥⑦⑧ ・施設栽培においては、防蛾灯、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。⑥⑦⑧	

- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。⑥⑦⑧
- ・土壌からの病害の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。①②③④⑤
- ・病害の伝染防止のため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。①②③④⑤
- ・種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。⑥⑦⑧
(判断、防除に関する措置)
- ・発病葉、発病果、寄生果等は、ほ場外で適切に処分する。①②③④⑤⑥⑦⑧
- ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。①②③④⑤
- ・生物農薬、微生物資材を活用する。⑥⑦⑧
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性又は薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。①②③④⑤⑥⑦⑧
- ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。⑥⑦⑧
- ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。①②③④⑤⑥⑦⑧
- ・次期作における病虫害の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。①②③④⑤⑥⑦⑧

指定有害動植物	総合防除の内容
①葉かび病	・ トマトの一般事項を参照する。
②すすかび病	・ トマトの一般事項を参照する。
③灰色かび病	・ トマトの一般事項を参照する。
④疫病	・ トマトの一般事項を参照する。
⑤うどんこ病	(予防に関する措置) ・ 乾燥条件下で多発しやすいため、施設栽培では乾燥を避ける。 (判断、防除に関する措置) ・ トマトの一般事項を参照する。
⑥アザミウマ類 (ヒラズハナアザミウマ)	(予防に関する措置) ・ マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 (判断、防除に関する措置) ・ トマトの一般事項を参照する。
⑦コナジラミ類 (オンシツコナジラミ)	(予防に関する措置) ・ 無寄生苗を使用する。 (判断、防除に関する措置) ・ トマトの一般事項を参照する。

⑧ アブラムシ類 (ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)	(予防に関する措置) ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) ・トマトの一般事項を参照する。
えだまめ	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場での連作は行わない(黒根腐病、ダイズシストセンチュウ)。 ・栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する(ダイズシストセンチュウ)。 ・完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用を避ける(タネバエ)。 ・種子消毒を行う(茎疫病、黒根腐病、タネバエ)。 ・育苗が必要な作型では、健全な苗のみを定植する。①②③ ・作型に合った品種を適期に播く。①②③ ・作型ごとの適正な栽植密度で栽培を行う。①②③ ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、害虫の発生密度の低下を図る。①②③ ・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。②③ ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する(黒根腐病、ダイズシストセンチュウ)。 ・栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さを深くすき込む。②③ (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。①②③ ・ウイルス病や土壌伝染性の病害の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する(茎疫病、黒根腐病)。	
重点病害虫	総合防除の内容
①ネキリムシ類 (タマナヤガ、カブラヤガ)	(予防に関する措置) ・は種前に種子処理剤を塗沫処理するか、は種時のまき溝処理が可能な薬剤を作条施用し、土壌混和する。 (判断、防除に関する措置) ・株の切断被害があった場合、その株元の周囲の土を掘り起こして幼虫を捕殺する。 ・地際が切断された株が多く見られる場合は、本葉2葉期までに防除薬剤を株元の土壌表面に散布する。
②食葉性鱗翅目幼虫	・えだまめの一般事項を参照する。

③ダイズサヤタマ バエ	(予防に関する措置) ・中晩生以降の品種では、開花期からの薬剤散布を徹底する。 (判断、防除に関する措置) ・早生作型における莢の被害量を観察し、早生作型より後の発生量の参考にする。 ・薬剤散布を行う際は、莢によく付着するように散布する。粒剤はほ場全体に均一に散布する。
きく	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・病害虫の発生がない、健全な苗を使用する。①④ ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。②③④ ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。②③ (判断、防除に関する措置) ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。①②③④ ・化学農薬を使用する場合には、薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。①②③④	
指定有害動植物	総合防除の内容
①白さび病	(予防に関する措置) ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・多湿を避けるため、株元へのかん水を実施する。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 ・花の切り取り後、苗や挿穂を取るまでの防除を徹底する。 (判断、防除に関する措置) ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
②アブラムシ類 (ワタアブラムシ)	(予防に関する措置) ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 (判断、防除に関する措置) ・きくの一般事項を参照する。

③アザミウマ類 (ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ)	(予防に関する措置) ・ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。 ・施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・マルチの敷設により、土中での^{よう}蛹化を防ぐ。 (判断、防除に関する措置) ・きくの一般事項を参照する。
④ハダニ類（ナミハダニ、カンザワハダニ）	(予防に関する措置) ・施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。
りんどう	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・健全な苗を用いる。①② ・病害を媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う（ウイルス病、ウィロイド病、細菌病）。 ・前作において病害虫が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する（各病害虫）。 ・越年株等は病害虫の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る（各病害虫）。 (判断、防除に関する措置) ・生育初期において病害虫の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。①②③ ・予察情報を参考に、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。①②③	
重点病害虫	総合防除の内容
①葉枯病	(予防に関する措置) ・密植を避け、過湿状態にならないようにする。

	・窒素過多を避ける。 (判断、防除に関する措置) ・りんどうの一般事項を参照する。
②リンドウホソハマキ	(予防に関する措置) ・幼虫は枯茎内部で越冬するので、翌年の発生源となる枯茎を処分する。 (判断、防除に関する措置) ・越冬世代成虫の羽化揃期である5月下旬～6月上旬に重点的に防除する。
③ハダニ類（ナミハダニ）	(予防に関する措置) ・作物の周辺の除草を行い、ほ場の衛生を心がける。 (判断、防除に関する措置) ・薬剤抵抗性が発達しやすいので、同一系統薬剤の連用は避ける。
対象を定めないもの（野菜・花き共通）	
(予防に関する措置) ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。①② ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。①② ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。①② ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。①② (判断、防除に関する措置) ・寄生部位を見つけ次第、除去する。①② ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。①② ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。①② ・作物残さを適切に処分する。①② ・薬剤抵抗性が発達しやすいので、同一系統薬剤の連用は避ける。①②	
指定有害動植物	総合防除の内容
①オオタバコガ	・対象を定めないもの(野菜・花き共通)の一般事項を参照する。
②ハスモンヨトウ	(予防に関する措置) ・対象を定めないもの(野菜・花き共通)の一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。

りんご	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。①②⑦⑧⑨⑩⑪ ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫を確認する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ・袋かけを実施し、袋かけ前の防除を確実にを行う。①②③⑥⑨⑩⑪ ・土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。①②⑦⑧⑨⑩⑪ ・休眠期に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。④⑤⑦⑩ ・次期作における病害虫の発生源となる落葉、花器残さ、せん定した枝やつる等を速やかに収集し、園地外へ搬出してから、焼却や土中に埋める等により、適切に処分する。①②⑤⑦⑧⑪⑫ ・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。③⑤⑥⑫ (判断、防除に関する措置) ・病害虫の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。④⑥ ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。①②④⑨⑩⑪	
指定有害動植物	総合防除の内容
①斑点落葉病	(予防に関する措置) ・りんごの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6月中旬～7月上旬である。
②黒星病	(予防に関する措置) ・りんごの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・治療殺菌剤を使用する場合は、決められた回数を守り、使用する際は保護殺菌剤に加用するか両者の混合剤を使用する。

	・重点防除期は展葉期～落花後30日までである。
③シンクイムシ類 (モモシンクイガ)	(予防に関する措置) ・受粉樹等に残っている不要な果実は発生源となることから、速やかに除去する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6月下旬～7月上旬である。
④ハダニ類 (ナミハダニ、リンゴハダニ)	(予防に関する措置) ・りんごの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・土着天敵を活用する場合は、他の害虫防除の際に土着天敵への影響が少ない薬剤を選定する。 ・1葉平均成幼虫数が3頭に達した樹が全体の10%になったら防除を行う。 ・殺ダニ剤は1薬剤1年1回使用、かつ作用点が同一の殺ダニ剤は年間1回の使用として、効力低下を防止する。 ・休眠期にマシン油乳剤を散布する。 ・重点防除期は7月上～中旬である。
⑤ハマキムシ類 (リンゴコカクモンハマキ、ミダレカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)	(予防に関する措置) ・りんごの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は展葉期～開花直前である。
⑥果樹カメムシ類 (クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)	(予防に関する措置) ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網を設置する。 (判断、防除に関する措置) ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・重点防除期は園内に飛来が見られた時である。
重点病害虫	総合防除の内容
⑦腐らん病	(予防に関する措置) ・せん定後の切口及び病斑削り取り後には、塗布剤を使用する。 ・発生園でのせん定は厳寒期を避ける。 (判断、防除に関する措置) ・樹体検診を3月上旬～5月下旬と収穫期に実施し、早期発見と適正な処置に努める。

	・「泥巻き」は胴腐らんの病斑部を削り、草つき土で覆い、ビニールなどを巻く。一年後には取り除いて治癒状況を調べ、必要によっては再度行う。 ・重点防除期は3月上旬～5月下旬である。
⑧モニリア病	(予防に関する措置) ・りんごの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は展葉期～開花直前である。
⑨炭疽病	(予防に関する措置) ・園地の周辺にあるニセアカシアは伝染源となるため伐採する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6～7月である。
⑩輪紋病	(予防に関する措置) ・6～8月の果実感染期間に多雨が予想される場合は、薬剤の散布間隔を短くする。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6～7月である。
⑪褐斑病	(予防に関する措置) ・天候不順で冷涼、多雨の場合は、薬剤の散布間隔を短くする。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は7月下旬～8月上旬である。
⑫キンモンホソガ	(予防に関する措置) ・第1世代の被害が多い台木のひこばえを5月下旬までに切り取る。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6月中～下旬と7月下旬～8月上旬である。
なし	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。①②③⑩⑪⑫ ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫を確認する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫ ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。①②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑪ ・袋かけを実施し、袋かけ前の防除を確実に行う。①②③④⑦⑩ ・土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。②⑨⑪⑫	

- ・休眠期に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。⑤⑨⑩
- ・次期作における病害虫の発生源となる落葉、花器残さ、せん定した枝やつる等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、焼却や土中に埋める等により、適切に処分する。
①②⑥
- ・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。
④⑥⑦
- ・罹病性品種の幸水などで発生が増加しているので注意する。⑪⑫
- ・発生部位は削り取って焼却する。⑪⑫
- ・樹勢の低下は発生を多くするので栽培管理を適正に行う。⑪⑫
- ・凍害部からの発病が多いので凍害防止に努める。⑪⑫
- ・虫害痕などの傷から感染するため、害虫防除を行う。⑪⑫
(判断、防除に関する措置)
- ・病害虫の発生部位(枝、葉、花、果実等)を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する)。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
- ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。⑤⑧
- ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。①②③⑤⑨⑩
- ・病斑削り取り後、傷口、剪定跡に塗布剤を処理する。⑪⑫

指定有害動植物	総合防除の内容
①黒星病	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。 ・重点防除期は展葉期～落花後30日までである。
②黒斑病	(予防に関する措置) ・施設栽培では換気を十分に行い、湿度を下げる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は5月下旬～7月である。
③赤星病	(予防に関する措置) ・園地内及びその周辺へのびゃくしん類の栽植を避ける。

	(判断、防除に関する措置) ・黒星病との同時防除を行う。 ・重点防除期は4月中旬～5月下旬である。
④シンクイムシ類 (モモシンクイガ)	(予防に関する措置) ・受粉樹等に残っている不要な果実は発生源となることから、速やかに除去する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6月下旬～7月上旬である。
⑤ハダニ類 (ナミハダニ、リンゴハダニ)	(予防に関する措置) ・休眠期に粗皮削りや棚に残った誘引紐などの除去を行う。 (判断、防除に関する措置) ・土着天敵を活用する場合は、他の害虫防除の際に土着天敵への影響が少ない薬剤を選定する。 ・1葉平均成幼虫数が3頭に達した樹が全体の10%になったら防除を行う。 ・殺ダニ剤は1薬剤1年1回使用、かつ作用点が同一の殺ダニ剤は年間1回の使用として、効力低下を防止する。 ・休眠期にマシン油乳剤を散布する。 ・重点防除期は7月上～中旬である。
⑥ハマキムシ類 (リンゴコカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は展葉期～開花直前である。
⑦果樹カメムシ類 (クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)	(予防に関する措置) ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網を設置する。 (判断、防除に関する措置) ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・重点防除期は園内に飛来が見られた時である。
⑧アブラムシ類 (ユキヤナギアブラムシ)	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・展葉期と新梢成長期に防除を行うが、基本的にはシンクイムシ類、ハマキムシ類、果樹カメムシ類との同時防除に努める。 ・重点防除期は5～6月である。

⑨ニセナシサビダ ニ	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・休眠期に気門封鎖剤を散布する。 ・高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、展葉後早期に薬剤散布等を実施する。 ・重点防除期は休眠期である。
重点病害虫	総合防除の内容
⑩輪紋病	(予防に関する措置) ・発病しやすい品種は6月中旬までに袋かけする。 (判断、防除に関する措置) ・6～7月が高温、多雨の場合は薬剤散布間隔を短くし、10日以上空けないようにする。 ・重点防除期は6～7月である。
⑪紅粒がんしゅ病	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。
⑫胴枯病	(予防に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・なしの一般事項を参照する。
ぶどう	
【一般事項】 (予防に関する措置) ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。①②③⑤⑥ ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫を確認する。 ①②③④⑤⑥⑦ ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。①②③④⑤⑥⑦ ・袋かけを実施し、袋かけ前の防除を確実に行う。①②③④⑤ ・土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。 ・休眠期に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。⑦	

・次期作における病虫害の発生源となる落葉、花器残さ、せん定した枝やつる等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、焼却や土中に埋める等により、適切に処分する。 ①②③⑤⑥ (判断、防除に関する措置) ・病虫害の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。 ①②③④⑤⑥⑦ ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ①②③④⑤⑥⑦ ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。①②③⑤⑥	
指定有害動植物	総合防除の内容
①べと病	(予防に関する措置) ・降雨が多い地域や常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は5月下旬～6月下旬である。
②灰色かび病	(予防に関する措置) ・園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。 ・損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は5月下旬～7月上旬である。
③晩腐病	(予防に関する措置) ・有袋栽培では早期の被袋を、無袋栽培では落花期までの笠掛けを、梅雨入り前までに行う。 (判断、防除に関する措置) ・発芽前の休眠期の薬剤散布を実施するとともに、開花直前から小豆大の生育期の薬剤散布を徹底する。 ・重点防除期は5月下旬～7月下旬である。
④アザミウマ類 (チャノキイロアザミウマ)	(予防に関する措置) ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 (判断、防除に関する措置) ・重点防除期は6月下旬～7月下旬である。

重点病害虫	総合防除の内容
⑤黒とう病	(予防に関する措置) ・ 降雨が多い地域や常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。 (判断、防除に関する措置) ・ 重点防除期は休眠期である。
⑥芽枯病	(予防に関する措置) ・ ぶどうの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 開花期間に多雨が予想される場合は多発のおそれがあるので、防除剤を開花前に散布する。 ・ 重点防除期は落花期～7月中旬である。
⑦クビアカスカシバ	(予防に関する措置) ・ ぶどうの一般事項を参照する。 (判断、防除に関する措置) ・ 交信かく乱による密度抑制を図る。 ・ 7～9月に園内を定期的に見回り、食入幼虫を捕殺する。 ・ 重点防除期は6月中旬と7月中旬である。
飼料作物	
重点病害虫	総合防除の内容
アワヨトウ	(予防に関する措置) ・ 窒素質肥料の多用で多発を招く場合があるので、適正な施肥に努める。 ・ 大発生が予測される場合は早めに刈り取る。 (判断、防除に関する措置) ・ 本虫は長距離飛来生害虫であるので、発生予察情報に注意するとともに、ほ場の発生状況に注意し、発生が認められた場合は被害が大きくなる前に早めに飼料作物を刈り取り、若齢幼虫期の防除に努める。

異常発生時防除の内容に関する基本的な事項

【一般事項】 ・ 早期に収穫する。 ・ 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。	
まん延の様式	指定有害植物
風・水媒伝染	・ 地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場・園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
虫媒伝染	・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定有害動植物を媒介する有害動物の寄主部位が残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 指定有害動植物を媒介する有害動物に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
土壌伝染	・ 早期に収穫する。 ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。
種苗伝染	・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。 ・ 健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
まん延の様式	指定有害動物
自然分散（飛翔性）	・ 早期に収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設

	栽培での蒸込み処理等)を徹底する。
自然分散（歩行性）	・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、地域一斉には場内及びその周辺の雑草管理を徹底する。
人為分散（土壌）	・発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 ・発生ほ場と未発生ほ場との人・農機具等の移動の制限を徹底する。 ・農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 ・地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 ・次期作に寄主植物の作付けを行わない。
人為分散（種苗）	・地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

附則

令和6年3月27日 策定

令和6年11月7日 一部改正